

船舶インシデント調査報告書

平成30年7月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年11月2日 10時50分ごろ
発生場所	愛知県南知多町 ^{やまみ} 山海南西方沖 内海港 ^{うつみ} 第4号防波堤灯台から真方位139° 2.6海里付近 (概位 北緯34° 42.3′ 東経136° 53.5′)
インシデントの概要	貨物船 ^{まぐろい} 菊栄丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年12月12日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 菊栄丸、490トン
船舶番号、船舶所有者等	134393、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海） 機関長、六級（機関）（機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約2.2m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び機関長が乗り組み、航行中、平成29年11月2日10時50分ごろ、主機の冷却清水温度高温警報が作動した。</p> <p>機関長は、機関室から蒸気が上がっているのを認め、主機を停止した後、主機を点検したところ、シリンダカバー冷却清水管リング等から冷却清水が漏水しているのを認めた。</p> <p>本船は、投錨した後、機関長が応急処置を試みたものの、運航不能と判断され、タグボートにより^い航されて愛知県^{きぬら}衣浦港に着岸した。</p> <p>機関整備会社担当者は、本インシデント後、船外から冷却海水を取り入れる冷却海水取入口を点検したところ、同取入口の^{かき}こし器がかき等の付着物で塞がれているのを認めた。</p>
分析	<p>本船は、航行中、冷却海水取入口の^{かき}こし器がかき等の付着物で塞がれたことから、冷却海水の流量が減少して冷却海水で冷却されている主機冷却清水の温度が上昇し、体積が膨張した冷却清水がシリンダカバー冷却清水管リング等から漏水及び蒸発し、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>

原因	本インシデントは、本船が、航行中、冷却海水取入口のこし器がかき等の付着物で塞がれたため、冷却海水の流量が減少して冷却海水で冷却されている主機冷却清水の温度が上昇し、体積が膨張した冷却清水がシリンダカバー冷却清水管リング等から漏水及び蒸発し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・冷却海水系統は、定期的にこし器の掃除を行うこと。